

新潟県漁業士認定要領

新潟県農林水産部水産課

新潟県漁業士認定要領

第1 目 的

将来とも意欲的に漁業に取り組み、人格、識見、経営等の内容に優れた青年漁業者を青年漁業士として、また現に優れた漁業経営を営み、その経営を通じて青年漁業者の育成に指導的役割を果たしている漁業者を指導漁業士として認定し、地域漁業者のリーダーとして育成する。さらに、地域で優れた漁業経営や地域活性化活動等に取り組んでいる女性漁業者をマリンライフアドバイザー（女性漁業士）として認定を行い、女性漁業者の自主的な活動による魅力ある漁村生活環境づくりや後継者育成を図ることとする。

第2 漁業士の役割

青年漁業士、指導漁業士、マリンライフアドバイザーの役割は、次のとおりとする。

- 1 青年漁業士は、水産業普及指導員、漁協、漁協青年部、漁協女性部等関係機関との密接な連携のもとに漁業技術に関する研究と実践、漁村環境づくり、漁村生活改善等の活動を行うものとする。また、漁業士会等の実施する事業に積極的に参加するとともに、地域漁業・漁村を振興する活動に参加・協力する等の役割を担うものとする。
- 2 指導漁業士は、水産業普及指導員、漁協、研究会等との連携のもとに優れた漁業技術・漁業経営等に関する実証とその成果の普及を図るとともに、地域漁業の担い手の育成に寄与するものとする。また、漁業士会等の実施する事業に積極的に参加するとともに、青年漁業士の活動に対し指導・助言を行う等の役割を担うものとする。
- 3 マリンライフアドバイザーは、水産業普及指導員、漁協、漁協青年部、漁協女性部等関係機関との密接な連携のもとに、漁業生産、水産加工又は生活管理等に関する実証とその成果の普及を図るとともに、地域の担い手の育成に寄与するものとする。

第3 青年漁業士及び指導漁業士、マリンライフアドバイザーの認定要件及び認定期間

- 1 青年漁業士の認定は、次に掲げるすべての要件に該当する者で、40才未満のものを対象として行う。なお、認定期間は、満45才の年度末までとする。
 - (1) 新潟県が行う青年漁業士講座及び現地研修会の課程を修了した者又は知事がこれらと同等以上の資質を有すると認めた者。
 - (2) 一定の漁業従事経験を有し、かつ、将来とも漁業に従事して地域漁業の中核的推進者となると見込まれる者
 - (3) その他知事が必要と認める事項に該当する者
- 2 指導漁業士の認定は、次に掲げるすべての要件に該当する者で、40才以上のものを対象として行う。
 - (1) 漁業技術、経営管理能力等が優れており、かつ、地域自立経営型漁業者として先進的経営を行っている者
 - (2) 漁村青少年の育成指導に積極的に参画し、かつ、理解と熱意を有する者
 - (3) その他知事が必要と認める事項に該当する者
- 3 マリンライフアドバイザーの認定は、次に掲げるすべての要件に該当する者を対象として行う。
 - (1) 漁業生産、水産加工又は生活管理等の知識、技術に優れており、かつ地域づくりに積極的に活動している者であること。

- (2) 漁村青少年の育成指導に積極的に参画し、かつ理解と熱意を有する者であること。
- (3) その他知事が必要と認める事項に該当する者
- 4 次に掲げるものについては、前3項の規定にかかわらず、認定を行わないものとする。
 - (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員
 - (2) 暴力団員又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団と密接な関係を有するもの

第4 認定の申請

漁業士の認定を受けようとする者は、申請書に関係書類、地区の漁業協同組合長又は支部長の推薦書を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 申請書 (別記様式第1号)
- (2) 身上調書 (別記様式第2号)
- (3) 経営調書 (別記様式第3号)
- (4) 推薦書 (別記様式第4号)
- (5) その他推薦に関する参考資料

第5 認定の調査及び意見書

漁業士の適格性について適正な調査をするため身上調書及び経営調書について、水産業普及指導員は、現地調査を行い、知事に意見書を提出する。また、知事は、漁業士会長に申請者の漁業士としての適格性について意見を求めるものとする。(別記様式第5号)

第6 認定

知事は、審査の結果、認定条件に適合したと認められる者を漁業士として認定し、別記様式第6号による認定証を交付するものとする。

第7 漁業士の育成、援助

- 1 知事は、漁業士を対象に、漁村青少年の育成に関する技術及び知識の修得又は漁業技術の高度化及び漁業経営の近代化に関する研究集会を開催し、漁業士の連帯感の高揚を図り、その自主的活動を助長する。
- 2 知事は、漁業士を優先的に特別研修事業、技術交流事業等に参加させ、青少年水産教室、活動実績発表大会等の講師又は助言者として配慮する。

第8 認定の取り消し

知事は、次に掲げるいずれかの要件に該当する場合は、漁業士の認定を取り消すことができるものとする。

- (1) 当該漁業士が別記様式第7号による辞退願いを提出したとき。
- (2) 漁業に従事することを取り止めたとき。
- (3) 漁業士としてふさわしくない行為があったとき。

第9 青年漁業士講座

- 1 県が行う青年漁業士講座の課程等は、次に掲げるものとする。

- (1) 総合研修

水産資源、水産法規、及び漁業経営論等の広範囲にわたる知識についての講義

(2) 集団討議

漁業士としての自覚を持つための意識醸成を図るための討議

- 2 漁業協同組合長は、青年漁業士講座の受講希望者を取りまとめ、別記様式第8号による申込書を水産業普及指導員を経由して知事に提出するものとする。

第10 その他

この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、昭和62年1月14日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年10月18日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年9月8日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年7月26日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年9月16日から施行する。

漁 業 士 認 定 体 系 図

